

愛媛労働局発表
平成 25 年 11 月 19 日

愛媛労働局
職業安定部職業対策課
課長 高岡 克政
課長補佐 豊田 仁志
地方障害者雇用担当官 佐々木 仁
(電話) 089-941-2940

平成 25 年 障害者雇用状況の集計結果

愛媛労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 25 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

なお、法定雇用率は平成 25 年 4 月 1 日から改訂されています。（民間企業 1.8%→2.0%、国、地方公共団体等 2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会 2.0%→2.2%）

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

- ・雇用障害者数は 2,789.0 人と前年より 5.5%（146.5 人）増加
実雇用率は 1.73%（前年比 0.02 ポイント上昇）
→いずれも過去最高を更新
- ・法定雇用率達成企業の割合は 43.9%（前年比 6.9 ポイント低下）

<公的機関>（同 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%）

- ・県の機関：雇用障害者数 120.0 人、実雇用率 2.23%（2.26%）
 - ・県教育委員会：雇用障害者数 191.0 人、実雇用率 2.17%（2.10%）
 - ・市町等の機関：雇用障害者数 273.0 人、実雇用率 2.40%（2.45%）
 - ・市町の教育委員会：雇用障害者数 62.0 人、実雇用率 2.84%（2.61%）
- 雇用障害者数は、市町等の機関で 7.5 人減少、実雇用率は県教育委員会及び市町教育委員会で前年を上回っているが、県の機関及び市町等の機関で前年を下回っている。

<独立行政法人等>（同 2.3%）

- ・雇用障害者数 46.0 人、実雇用率 2.18%（2.20%）
- *（ ）は平成 24 年度の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 調査対象となる民間企業が50人以上規模の企業（法定雇用率2.0%）に拡大されたため、889企業となり、100件（12.7%）増加した。また、雇用されている障害者の数は2,789.0人で、前年より5.5%（146.5人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1,987.0人（対前年比4.1%増）、知的障害者は656.5人（同6.1%増）、精神障害者は145.5人（同27.1%増）と、いずれも前年より増加しており、特に精神障害者が大きく増加した。
- ・ 実雇用率は、過去最高の1.73%（前年は1.71%）、法定雇用率達成企業の割合は43.9%（同50.8%）であった。

（資料P 1～3）

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年度より新規に対象となった50～56人未満規模企業で53.5人、56～100人未満で365.5人、100～300人未満で873.0人、300～500人未満で332.5人、500～1,000人未満で536.0人、1,000人以上で628.5人となり、56～100人未満と300～500人未満規模の区分を除いて前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、56～100人未満と500～1,000人未満規模の区分を除いて前年より上回った。
また、民間企業全体の実雇用率 1.73%と比較すると、
→ 300～500人未満規模企業(1.78%)、500～1,000人未満(1.78%)、1,000人以上(1.98%)については上回った。
→ 50～56人未満規模企業(1.35%)、56～100人未満(1.50%)、100～300人未満規模企業(1.68%)については下回った。
- ・ 法定雇用率未達成企業の割合は、50～56人未満規模企業66.7%、56～100人未満54.2%、100～300人未満54.4%、300～500人未満58.2%、500～1,000人未満64.0%、1,000人以上規模企業53.8%となり、すべての区分で上昇した。

（50～56人未満規模企業は前年比較対象外）（資料P 2）

○ 産業別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数を産業別にみると、「製造業」、「医療、福祉」、及び「卸売業、小売業」などで増加し、「複合サービス事業」、「建設業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」などで減少した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(2.13%)のみが法定雇用率を上回っている。

（資料P 3）

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成25年の法定雇用率未達成企業は499社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が338社（67.7%）、1.5人以上不足である企業が161社（32.3%）となっている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、59.5%となっている。

（資料P 2・3）

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

県の機関に在職している障害者の数は120.0人で、前年より4.3%（5.0人）増加したが、実雇用率は2.23%と、前年に比べ0.03ポイント低下した。

知事部局及び県公営企業局で達成しているが、県警察本部が未達成。

（資料P 4）

(2) 県の教育委員会（法定雇用率2.2%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は191.0人で、前年より2.1%（4.0人）増加したが、実雇用率は2.17%となり、不足数が2.0人となった。

（資料P 4）

(3) 市町等の機関（法定雇用率2.3%）

市町等の機関に在職している障害者の数は273.0人で、前年より2.7%（7.5人）減少しており、実雇用率は2.40%と、前年に比べ0.05ポイント低下した。

22機関中19機関が達成。

（資料P 6）

(4) 市町の教育委員会（法定雇用率2.3%）

市町の教育委員会に在職している障害者の数は62.0人で、前年より11.7%（6.5人）増加しており、実雇用率は2.84%と、前年に比べ0.23ポイント上昇した。

14機関すべて達成。

（資料P 7）

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は46.0人で、前年より2.2%（1.0人）増加しており、実雇用率は2.18%と、前年に比べ0.02ポイント低下した。

（資料P 4）

【資料目次】

	頁
1 障害者実雇用率の推移	1
2 民間企業における障害者雇用状況（規模別）（平成 24・25 年度）	2
3 民間企業における障害者雇用状況（産業別）（平成 24・25 年度）	3
4 県の機関における障害者の雇用状況・県教育委員会における障害者の雇用状況・独立行政法人等の雇用状況	4
5 市町等の機関における障害者の雇用状況（年度別）	5
6 市町等の機関における障害者の雇用状況（法定雇用率 2.3%）	6
7 市町教育委員会における障害者の雇用状況（法定雇用率 2.3%）	7
8 障害者の登録状況・障害者の職業紹介状況	8
9 平成 25 年 4 月 1 日から障害者の法定雇用率が引き上げになりました	9
10 障害者雇用 Q&A	10
11 法定雇用率の算定基礎の見直しについて	11
12 法定雇用率とは	12
13 障害者雇用率達成指導の流れ	13

障 害 者 実 雇 用 率 の 推 移 愛媛労働局

年	項目	企業数	常用労働者数 (人)	障 害 者 数 (人)	実雇用率		法定雇用率達成	
					(%)	(%)	企業割合(%)	(%)
昭和52年		408	76,294	1,177	1.54	(1.09)	63.5	(52.8)
昭和53年		374	71,710	1,096	1.53	(1.11)	62.3	(52.1)
昭和54年		398	74,653	1,111	1.49	(1.12)	59.0	(52.0)
昭和55年		406	77,239	1,178	1.53	(1.13)	61.3	(51.6)
昭和56年		415	80,131	1,279	1.60	(1.18)	63.1	(53.4)
昭和57年		420	81,557	1,275	1.56	(1.22)	62.6	(53.8)
昭和58年		418	81,635	1,229	1.51	(1.23)	59.6	(53.5)
昭和59年		428	83,979	1,275	1.52	(1.25)	60.7	(53.6)
昭和60年		442	86,947	1,345	1.55	(1.26)	65.6	(53.5)
昭和61年		440	86,921	1,345	1.55	(1.26)	65.0	(53.8)
昭和62年		433	85,556	1,323	1.55	(1.26)	66.1	(53.0)
昭和63年		471	89,614	1,398	1.56	(1.31)	63.5	(51.5)
平成元年		495	93,419	1,528	1.64	(1.32)	68.9	(51.6)
平成2年		512	97,775	1,611	1.65	(1.32)	67.8	(52.2)
平成3年		524	99,325	1,634	1.65	(1.32)	68.1	(51.8)
平成4年		566	104,627	1,689	1.61	(1.36)	67.1	(51.9)
平成5年		581	107,421	1,750	1.63	(1.41)	66.3	(51.4)
平成6年		592	109,257	1,744	1.60	(1.44)	63.3	(50.4)
平成7年		572	108,228	1,716	1.59	(1.45)	64.3	(50.6)
平成8年		571	108,908	1,727	1.59	(1.47)	63.7	(50.5)
平成9年		557	110,050	1,725	1.57	(1.47)	63.2	(50.2)
平成10年		574	113,706	1,794	1.58	(1.48)	61.1	(50.1)
平成11年		630	117,329	1,866	1.59	(1.49)	57.8	(44.7)
平成12年		623	115,866	1,827	1.58	(1.49)	55.5	(44.3)
平成13年		587	112,908	1,746	1.55	(1.49)	53.3	(43.7)
平成14年		614	115,959	1,695	1.46	(1.47)	49.8	(42.5)
平成15年		627	121,839	1,851	1.52	(1.48)	51.2	(42.5)
平成16年		679	131,024	1,986	1.52	(1.46)	49.6	(41.7)
平成17年		692	134,049	2,037	1.52	(1.46)	48.6	(42.5)
平成18年		695	136,398	2,118.0	1.55	(1.52)	51.7	(43.4)
平成19年		728	140,105	2,251.0	1.61	(1.55)	51.8	(43.8)
平成20年		714	140,902	2,327.5	1.65	(1.59)	54.5	(44.9)
平成21年		728	141,172	2,339.0	1.66	(1.63)	52.3	(45.5)
平成22年		734	138,398	2,333.0	1.69	(1.68)	52.5	(47.0)
平成23年		780	153,190.0	2,515.0	1.64	(1.65)	48.2	(45.3)
平成24年		789	154,398.0	2,642.5	1.71	(1.69)	50.8	(46.8)
平成25年		889	160,848.5	2,789.0	1.73	(1.76)	43.9	(42.7)

- ・ 各年とも6月1日現在
- ・ 企業規模(昭和52年～62年67人以上、昭和63年～平成10年63人以上、平成11年から56人以上、平成25年から50人以上規模)
- ・ 常用労働者数は、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数
- ・ 障害者数は、次の合計数
 - ～昭和62年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 昭和63年～平成4年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)知的障害者
 - 平成5年～＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)重度障害者(身体、知的)の短時間労働者
- ・ 法定雇用率 1.8% (平成10年7月1日から)
- ・ 平成18年4月1日～ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)短時間労働者は1人をもって0.5人分
- ・ 平成22年7月1日～重度以外身体及び知的障害者の短時間労働者は1人をもって0.5人分
- ・ 平成25年4月1日～ 法定雇用率2.0%
- ・ ()は全国

民間企業における障害者雇用状況(規模別)

平成25年6月1日現在

愛媛労働局

規模別	年度	企業数 a	常用労働者総数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 b	障害者数															実雇用率(%) カ/b	不足数(人)	雇用率未達成		雇用0人		0.5又は1人不足		1.5人超不足	
					イ 重度身体	ロ 重度以外身体	ハ 重度知的	ニ 重度以外知的	ホ 精神	ヘ 短時間 重度身体	ト 短時間 重度知的	チ 短時間 重度以外 身体	リ 短時間 重度以外 知的	ヌ 短時間 精神	ル 身体計 (イ×2+ロ +ヘ+チ ×0.5)	ヲ 知的計 (ハ×2 +ニ+ト ×0.5)	ワ 精神計 (ホ+ヌ ×0.5)	カ 合計 (ル+ヲ +ワ)	企業数			割合 (%)	企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)	
					c	c/a	d	d/a	e	e/a	f	f/a																	
50人～56人未満	25年度	75	3,961.0	3,961.0	9.0	15.0	2.0	11.0	2.0	2.0	0.0	2.0	0.0	1.0	36.0	15.0	2.5	53.5	1.35	49.0	50	66.7	48	64.0	50	66.7	0	0.0	
	24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
56人～100人未満	25年度	343	25,504.0	24,340.0	61.0	112.0	14.0	73.0	7.0	11.0	1.0	10.0	10.0	3.0	250.0	107.0	8.5	365.5	1.50	182.5	186	54.2	179	52.2	186	54.2	0	0.0	
	24年度	327	24,508.5	23,726.5	63.0	113.0	14.0	74.0	8.0	9.0	2.0	13.0	11.0	1.0	254.5	109.5	8.5	372.5	1.57	166.5	168	51.4	165	50.5	168	51.4	0	0.0	
	増減	16	995.5	613.5	▲ 2.0	▲ 1.0	0.0	▲ 1.0	▲ 1.0	2.0	▲ 1.0	▲ 3.0	▲ 1.0	2.0	▲ 4.5	▲ 2.5	0.0	▲ 7.0	▲ 0.07	16.0	18	2.8	14	1.7	18	2.8	0	0.0	
100人～300人未満	25年度	353	56,437.5	51,899.5	136.0	254.0	19.0	108.0	32.0	50.0	10.0	44.0	120.0	54.0	598.0	216.0	59.0	873.0	1.68	322.0	192	54.4	70	19.8	85	24.1	107	30.3	
	24年度	344	54,551.5	50,088.5	135.0	240.0	15.0	97.0	18.0	36.0	14.0	27.0	95.0	34.0	559.5	188.5	35.0	783.0	1.56	256.5	167	48.5	83	24.1	90	26.2	77	22.4	
	増減	9	1,886.0	1,811.0	1.0	14.0	4.0	11.0	14.0	14.0	▲ 4.0	17.0	25.0	20.0	38.5	27.5	24.0	90.0	0.12	65.5	25	5.9	▲ 13	▲ 4.3	▲ 5	▲ 2.1	30	7.9	
300人～500人未満	25年度	55	20,616.5	18,724.5	62.0	104.0	5.0	41.0	12.0	19.0	1.0	16.0	15.0	12.0	255.0	59.5	18.0	332.5	1.78	69.5	32	58.2	0	0.0	10	18.2	22	40.0	
	24年度	57	21,613.5	19,881.5	62.0	104.0	7.0	43.0	11.0	25.0	2.0	17.0	22.0	19.0	261.5	70.0	20.5	352.0	1.77	64.0	27	47.4	0	0.0	8	14.0	19	33.3	
	増減	▲ 2	▲ 997.0	▲ 1,157.0	0.0	0.0	▲ 2.0	▲ 2.0	1.0	▲ 6.0	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 7.0	▲ 7.0	▲ 6.5	▲ 10.5	▲ 2.5	▲ 19.5	0.01	5.5	5	10.8	0	0.0	2	4.2	3	6.7	
500人～1000人未満	25年度	50	32,905.0	30,119.0	107.0	144.0	17.0	76.0	14.0	18.0	3.0	19.0	19.0	28.0	385.5	122.5	28.0	536.0	1.78	98.0	32	64.0	0	0.0	6	12.0	26	52.0	
	24年度	49	32,345.0	29,647.0	106.0	163.0	16.0	72.0	15.0	15.0	4.0	10.0	12.0	19.0	395.0	114.0	24.5	533.5	1.80	64.5	23	46.9	0	0.0	4	8.2	19	38.8	
	増減	1	560.0	472.0	1.0	▲ 19.0	1.0	4.0	▲ 1.0	3.0	▲ 1.0	9.0	7.0	9.0	▲ 9.5	8.5	3.5	2.5	▲ 0.02	33.5	9	17.1	0	0.0	2	3.8	7	13.2	
1000人以上	25年度	13	32,132.5	31,804.5	143.0	166.0	11.0	107.0	24.0	6.0	0.0	9.0	15.0	11.0	462.5	136.5	29.5	628.5	1.98	34.0	7	53.8	0	0.0	1	7.7	6	46.2	
	24年度	12	31,370.5	31,054.5	136.0	159.0	12.0	107.0	24.0	5.0	0.0	6.0	11.0	4.0	439.0	136.5	26.0	601.5	1.94	12.5	3	25.0	0	0.0	0	0.0	3	25.0	
	増減	1	762.0	750.0	7.0	7.0	▲ 1.0	0.0	0.0	1.0	0.0	3.0	4.0	7.0	23.5	0.0	3.5	27.0	0.04	21.5	4	28.8	0	0.0	1	7.7	3	21.2	
合計	25年度	889	171,556.5	160,848.5	518.0	795.0	68.0	416.0	91.0	106.0	15.0	100.0	179.0	109.0	1987.0	656.5	145.5	2789.0	1.73	755.0	499.0	56.1	297	33.4	338	38.0	161	18.1	
	24年度	789	164,389.0	154,398.0	502.0	779.0	64.0	393.0	76.0	90.0	22.0	73.0	151.0	77.0	1909.5	618.5	114.5	2,642.5	1.71	564.0	388.0	49.2	248	31.4	270	34.2	118	15.0	
	増減	100	7,167.5	6,450.5	16.0	16.0	4.0	23.0	15.0	16.0	▲ 7.0	27.0	28.0	32.0	77.5	38.0	31.0	146.5	0.02	191.0	111	6.9	49	2.0	68	3.8	43	3.1	

(注)各年度6月1日現在。

県の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%)

機関名	年度	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	25年度	5,391.5	120.0	2.23	6.0	
	24年度	5,099.0	115.0	2.26	0.0	
	増減	292.5	5.0	▲0.03p	6.0	
愛媛県知事部局	25年度	4,037.5	94.0	2.33	0.0	
	24年度	3,777.0	83.0	2.20	0.0	
	増減	260.5	11.0	0.13p	0.0	
愛媛県警察本部	25年度	440.0	4.0	0.91	6.0	平成25年6月1日から不足
	24年度	406.0	10.0	2.46	0.0	
	増減	34.0	▲6.0	▲1.55p	6.0	
愛媛県公営企業 管理局	25年度	914.0	22.0	2.41	0.0	
	24年度	916.0	22.0	2.40	0.0	
	増減	▲2.0	0.0	0.01p	0.0	

(注)各年度6月1日現在

県教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.2%)

機関名	年度	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
愛媛県教育委員会	25年度	8,808.5	191.0	2.17	2.0	平成25年6月1日から不足
	24年度	8,899.5	187.0	2.10	0.0	
	増減	▲91.0	4.0	0.07p	2.0	

(注)各年度6月1日現在

独立行政法人等の雇用状況(法定雇用率2.3%)

機関名	年度	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	25年度	2,111.0	46.0	2.18	2.0	
	24年度	2,049.5	45.0	2.20	0.0	
	増減	61.5	1.0	▲0.02p	2.0	
国立学校法人 愛媛大学	25年度	2,056.5	45.0	2.19	2.0	平成25年6月1日から不足
	24年度	1,996.0	44.0	2.20	0.0	
	増減	60.5	1.0	▲0.01p	2.0	
公立大学法人 愛媛県立医療技術大学	25年度	54.5	1.0	1.83	0.0	
	24年度	53.5	1.0	1.87	0.0	
	増減	1.0	0.0	▲0.04p	0.0	

(注)各年度6月1日現在

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

市町等の機関における障害者の雇用状況(年度別)

機関名	年度	機関数	うち 達成	うち 未達成	法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る職員数	障害者数	実雇用率 (%)
市町部局等	21年度	20	20	0	10,273.0	257.0	2.50
	22年度	20	17	3	10,574.0	255.0	2.41
	23年度	20	18	2	11,491.5	270.5	2.35
	24年度	20	19	1	10,982.5	274.5	2.50
	25年度	20	18	2	10,923.5	267.0	2.44
	増減	0	▲ 1	1	▲ 59.0	▲ 7.5	▲ 0.06p
公営企業局部局等	21年度	1	1	0	93.0	5.0	5.38
	22年度	1	1	0	99.0	4.0	4.04
	23年度	1	1	0	124.5	3.0	2.41
	24年度	2	1	1	467.0	6.0	1.28
	25年度	2	1	1	466.0	6.0	1.29
	増減	0	0	0	▲ 1.0	0.0	0.01p
教育委員会部局	21年度	11	10	1	1,852.0	41.0	2.21
	22年度	10	8	2	1,831.0	39.0	2.13
	23年度	11	11	0	2,063.0	49.5	2.40
	24年度	13	12	1	2,129.0	55.5	2.61
	25年度	14	14	0	2,184.0	62.0	2.84
	増減	1	2	▲ 1	55.0	6.5	0.23p
合 計	21年度	32	31	1	12,218.0	303.0	2.48
	22年度	31	26	5	12,504.0	298.0	2.38
	23年度	32	30	2	13,679.0	323.0	2.36
	24年度	35	32	3	13,578.5	336.0	2.47
	25年度	36	33	3	13,573.5	335.0	2.47
	増減	1	1	0	▲ 5.0	▲ 1.0	0.00p

(注) 各年度6月1日現在。

平成25年3月31日まで法定雇用率2.1%、平成25年4月1日から2.3%

市町等の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障 害者数の算定 の基礎となる 職員数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数(人)	備考
平成24年度	11,449.5	280.5	2.45	5.0	
平成25年度	11,389.5	273.0	2.40	6.0	
増減	▲ 60.0	▲ 7.5	▲ 0.05p	1.0	
松山市	2,289.0	55.0	2.40	0.0	
伊予市	387.0	10.0	2.58	0.0	
東温市	380.0	9.0	2.37	0.0	
今治市	1,264.0	32.0	2.53	0.0	
八幡浜市	433.0	9.0	2.08	0.0	
西予市	631.0	15.0	2.38	0.0	
宇和島市	702.5	20.0	2.85	0.0	
新居浜市	869.5	21.0	2.42	0.0	
西条市	672.0	16.0	2.38	0.0	
四国中央市	780.5	18.0	2.31	0.0	
大洲市	559.0	13.0	2.33	0.0	
久万高原町	284.0	8.0	2.82	0.0	
松前町	224.0	4.0	1.79	1.0	平成25年6月1日から不足
砥部町	157.0	3.0	1.91	0.0	
上島町	231.0	6.0	2.60	0.0	
伊方町	183.0	5.0	2.73	0.0	
松野町	138.0	3.0	2.17	0.0	
鬼北町	135.0	2.0	1.48	1.0	平成24年6月1日から不足
愛南町	392.0	10.0	2.55	0.0	
内子町	212.0	8.0	3.77	0.0	
松山市公営企業局	119.5	3.0	2.51	0.0	
宇和島市病院局	346.5	3.0	0.87	4.0	平成24年6月1日から不足

(注)各年度6月1日現在

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

市町教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職 員数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
平成24年度	2,129.0	55.5	2.61	1.0	
平成25年度	2,184.0	62.0	2.84	0.0	
増減	55.0	6.5	0.23p	▲1.0	
松山市教育委員会	536.0	17.0	3.17	0.0	
伊予市教育委員会	117.5	3.0	2.55	0.0	
松前町教育委員会	65.0	2.0	3.08	0.0	
砥部町教育委員会	49.0	1.0	2.04	0.0	
今治市教育委員会	219.0	6.0	2.74	0.0	
八幡浜市教育委員会	47.0	2.0	4.26	0.0	
西予市教育委員会	115.0	3.0	2.61	0.0	
宇和島市教育委員会	154.5	4.0	2.59	0.0	
新居浜市教育委員会	286.0	7.0	2.45	0.0	
西条市教育委員会	139.0	4.0	2.88	0.0	
四国中央市教育委員会	171.0	4.0	2.34	0.0	
大洲市教育委員会	81.0	4.0	4.94	0.0	
愛南町教育委員会	126.0	4.0	3.17	0.0	
内子町教育委員会	78.0	1.0	1.28	0.0	

(注)各年度6月1日現在

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

障害者の登録状況

愛媛労働局

項目 年度	登録者数							有効求職者数							就業者数							保留中の者						
	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者
	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	
平成24年度	8,680	4,492	2,044	2,482	288	1,556	150	2,012	965	456	348	34	625	74	5,877	3,137	1,383	1,977	228	703	60	791	390	205	157	26	228	16
平成24年度 (9月末現在)	8,524	4,538	2,043	2,399	278	1,455	132	1,981	1,023	491	310	29	577	71	5,713	3,105	1,357	1,922	224	641	45	830	410	195	167	25	237	16
平成25年度 (9月末現在)	9,043	4,585	2,095	2,560	289	1,726	172	2,185	1,009	478	381	31	712	83	6,012	3,170	1,394	2,022	232	749	71	846	406	223	157	26	265	18
対前年度 同期差	519	47	52	161	11	271	40	204	▲14	▲13	71	2	135	12	299	65	37	100	8	108	26	16	▲4	28	▲10	1	28	2
対前年度 同期比%	6.1	1.0	2.5	6.7	4.0	18.6	30.3	10.3	▲1.4	▲2.6	22.9	6.9	23.4	16.9	5.2	2.1	2.7	5.2	3.6	16.8	57.8	1.9	▲1.0	14.4	▲6.0	4.0	11.8	12.5

障害者の職業紹介状況

項目 年度	新規求職申込件数							紹介件数							就職件数							新規登録者数						
	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者
	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	
平成24年度	1,573	639	288	274	19	570	90	2,954	1,186	475	358	24	1,300	110	835	335	139	174	7	294	32	860	315	147	169	12	312	64
平成24年度 (9月末現在)	736	332	149	102	7	254	48	1,386	607	253	144	6	588	47	415	180	70	80	3	141	14	408	165	74	58	4	153	32
平成25年度 (9月末現在)	869	332	152	153	4	338	46	1,628	579	215	198	5	735	116	461	168	66	106	8	165	22	464	170	73	81	1	176	37
対前年度 同期差	133	0	3	51	▲3	84	▲2	242	▲28	▲38	54	▲1	147	69	46	▲12	▲4	26	5	24	8	56	5	▲1	23	▲3	23	5
対前年度 同期比%	18.1	0.0	2.0	50.0	▲42.9	33.1	▲4.2	17.5	▲4.6	▲15.0	37.5	▲16.7	25.0	146.8	11.1	▲6.7	▲5.7	32.5	166.7	17.0	57.1	13.7	3.0	▲1.4	39.7	▲75.0	15.0	15.6

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになりました

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わっています。事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	従来	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者*の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中的人也含まれます。

ご注意! 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わりました。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者*を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
 - ・ 障害者雇用状況の報告
 - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出
- など



Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものはなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisyakoyou/

法定雇用率の算定基礎の見直しについて

- ◎ 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加【施行期日 平成30年4月1日】。
- ◎ 法定雇用率は原則5年ごとに見直し。
 - ⇒ 施行後5年間(平成30年4月1日～平成35年3月31日まで)は猶予期間とし、精神障害者の追加に係る法定雇用率の引き上げ分は、計算式どおりに引き上げないことも可能。
- ※ 具体的な引上げ幅は、障害者の雇用状況や行政の支援状況等を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会で議論。

【法定雇用率の算定式】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\begin{array}{l} \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\ + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \end{array}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

追加 ←

【激変緩和措置の内容】

- 平成25年4月1日～平成30年3月31日
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率(2.0%)
- 平成30年4月1日～平成35年3月31日
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率と
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率との間で政令で定める率
- 平成35年4月1日以降
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……………

一般の民間企業 ……………	2. 0%
(50人以上規模の企業)	
特殊法人等 ……………	2. 3%
〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	
- 国、地方公共団体 …………… 2. 3%
(43.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 2%
(45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

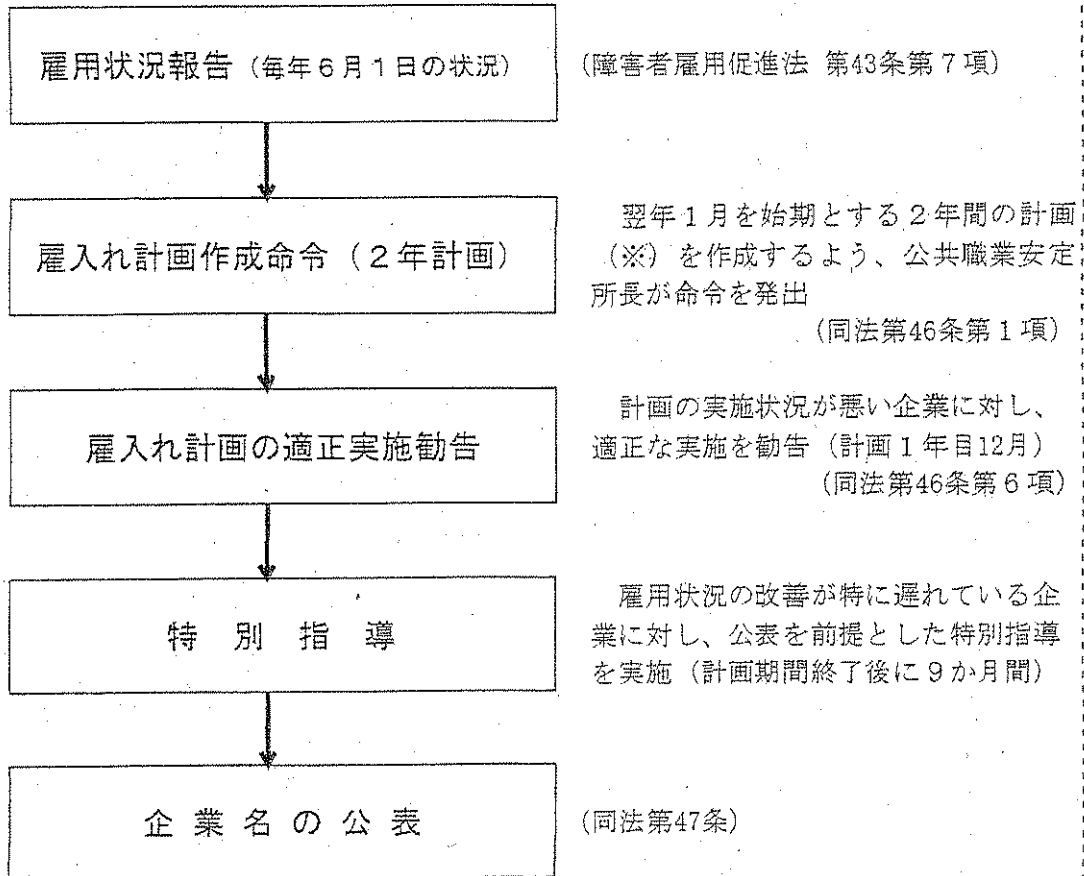
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕(全国)

- 平成24年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 221社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 252社
 - * 「特別指導」の実施 49社
- 雇入れ計画を実施中の企業 785社 (24年度)
- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 - 18年度 2社、19年度 3社 (うち1社は再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)
 - 23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。